

第 18 誘導灯及び誘導標識

目次

I 概要

1 用語の意義

II 細目

1 誘導灯及び誘導標識の設置基準

2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

3 設置要領等

(1) 誘導灯の有効範囲

(2) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

イ 設置要領

(3) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

ア 設置箇所

イ 設置要領

(4) 通路誘導灯（階段、傾斜路に設けるものを除く）

ア 設置箇所

イ 設置要領

(5) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

イ 設置要領

(6) 客席誘導灯

ア 設置箇所

イ 設置要領

(7) 誘導標識

ア 設置箇所

イ 設置要領

4 誘導灯の点灯・消灯

(1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

(3) 消灯方法

(4) 点灯方法

(5) 配線等

5 電源及び配線

6 特例適用基準

(1) 避難口誘導灯

(2) 通路誘導灯

(3) 客席誘導灯

(4) 誘導標識

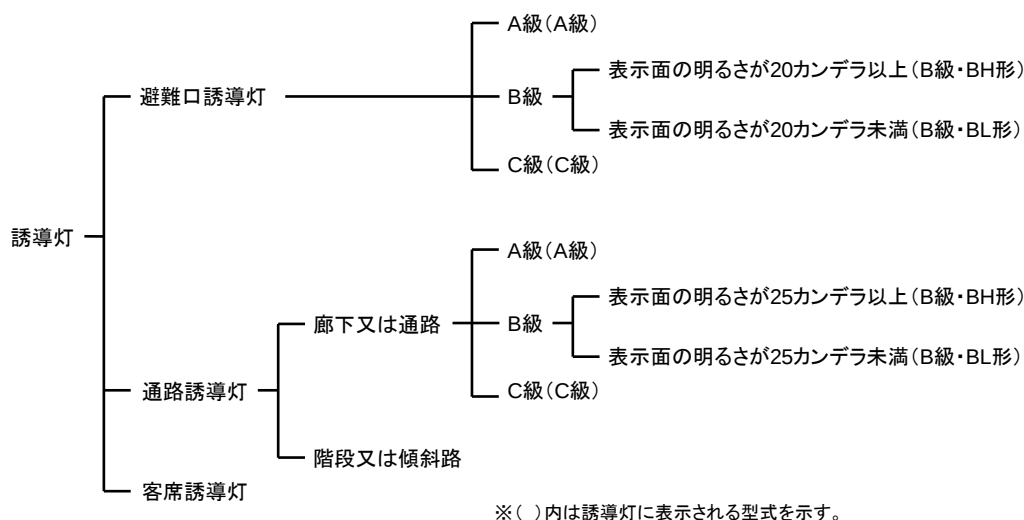
・通知一覧

I 概要

1 用語の意義

- (1) 誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える灯火をいう。

※ 誘導灯は常に灯火によりシンボル等の見えやすさ、気づきやすさ及び学習効果を高めているものである。



誘導灯の区分による種類

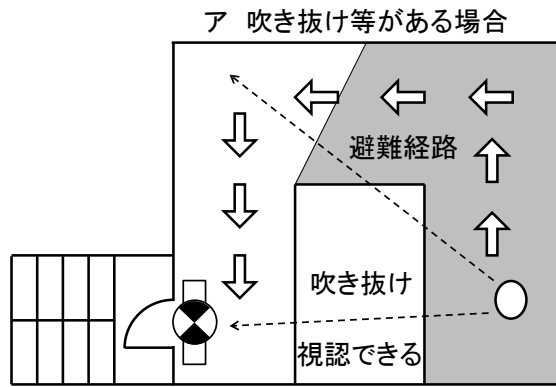
- (2) 避難口誘導灯とは、火災発生時に有効に避難できる出入口等である旨を表示した緑色の灯火をいう。
- (3) 通路誘導灯とは、火災時においても安全に避難できるよう避難の方向を明示した緑色の灯火をいい、廊下、階段又は通路に設けるものをいう。室内通路誘導灯、廊下通路誘導灯及び階段通路誘導灯がある。
- ア 室内通路誘導灯とは、居室内の避難口以外に設ける誘導灯で、避難口の方向を明示するものをいう。
- イ 廊下通路誘導灯とは、避難経路となる廊下に設ける誘導灯で、避難口の方向を明示するものをいう。
- ウ 階段通路誘導灯とは、避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。
- (4) 客席誘導灯とは、劇場等の客席の通路部分に設ける灯火をいい、客席の床面に避難上有効な照度を与えるものである。
- (5) 照度とは、測定面に照射されている光の量のことであり、入射光束の面積に対する密度をいう。単位はlx (ルクス) で表す (1lx=1lm/m²)。
- (6) 輝度とは、物体 (光源) から出てくる光の強さであり、測定面から測定方向に放射されている光の量のことであり。単位はcd (カンデラ) を用い、1 m²あたりに照射される光量を基

準とするため「cd/m²」と表される。

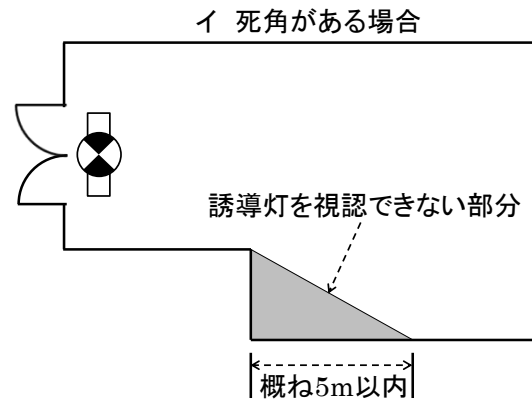
- (7) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識及び避難できる出入口等である旨を表示した標識板であるものをいう。
- (8) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。
- (9) 中輝度蓄光式誘導標識とは、JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z8716 の常用光源蛍光ランプ D65（以下「蛍光ランプ」という。）により照度 200lx の外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面（以下「照射後表示面」という。）が 24mcd/m²以上 100mcd/m²未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。◆①
- (10) 高輝度蓄光式誘導標識とは、照射後表示面が 100mcd/m²以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。◆①
- (11) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (12) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (13) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (14) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (15) 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に定める居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室並びに駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (16) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (17) 避難口とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口及び場所をいう。
- (18) 主要な避難口とは、避難階にあっては、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）、避難階以外の階にあっては、直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）をいう。◆①
- (19) 非常用の照明装置とは、建基政令第 5 章第 4 節に規定されるもので、配線方式、予備電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。
- (20) 容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること（第 18-1 図参照）。

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が概ね 5m 移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見とおしできるものとみなす（第 18-2 図参照）。



第18-1図



第18-2図

- (21) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおせ、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (22) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。
- (23) 表示面の明るさとは、常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度（ cd/m^2 ）と表示面の面積（ m^2 ）の積をいう。

Ⅱ 細目

誘導灯及び誘導標識は、政令第26条第2項及び第3項、省令第28条及び第28条の2並びに第28条の3の規定によるほか、次によること。

1 誘導灯及び誘導標識の設置基準

誘導灯及び誘導標識の設置対象物は、第18-1表のとおりである。

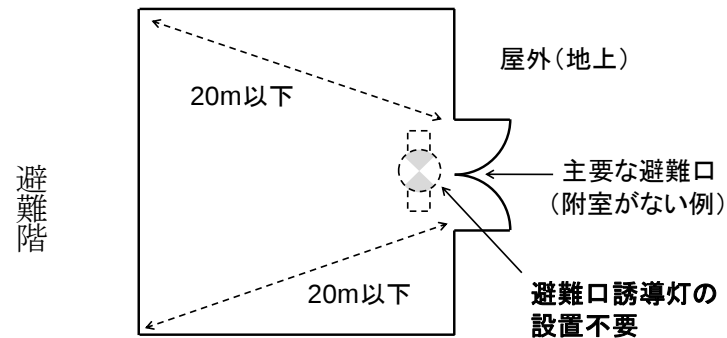
第18-1表 誘導灯の設置を要する防火対象物

防火対象物の区分		設置根拠法令				誘導灯の設置区分			
		政令第26条			条例第70条	避難口誘導灯	通路誘導灯		
項		避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口・通路誘導灯	A級、B級BH形 又は B級BL形に点滅機能付	A級又はB級BH形 ※6		
(1)	イ	全部	全部	全部	床面積が1,000㎡以上の階	床面積が1,000㎡以上の階			
	ロ								
(2)	イ								
	ロ								
	ハ								
	ニ								
(3)	イ								
	ロ								
(4)									
(5)	イ						※1	全部	ただし 誘導灯の有効範囲内を除く
	ロ								
(6)	イ								
	ロ								
	ハ								
	ニ								
(7)		※1							
(8)									
(9)	イ	全部		床面積が1,000㎡以上の階	床面積が1,000㎡以上の階				
	ロ								
(10)		※1		※4	全部	全部			
(11)									
(12)	イ								
	ロ								
(13)	イ								
	ロ								
(14)									
(15)									
(16)	イ	全部	※2	※8	床面積が1,000㎡以上の階 ※5	床面積が1,000㎡以上の階 ※5			
	ロ	※1							
(16の2)		全部	※2		全部	全部			
(16の3)									
備考	※1	地階、無窓階及び11階以上の部分が該当する。							
	※2	(1)項の用途部分が該当する。							
	※3	延べ面積が300㎡以上のもの(通路誘導灯にあっては、屋間(日出時より日没までの間をいう。)のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)							
	※4	延べ面積が300㎡以上のものに対して避難口誘導灯のみ該当する。							
	※5	(1)項から(4)項まで又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている階に限る。							
	※6	廊下に設置する場合で、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができる場合を除く。							
	※7	誘導灯の設置区分欄に指定がないものは、A級、B級又はC級のいずれかを設置する。							
	※8	(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物の用途に供されている部分については、※3、※4によること。							

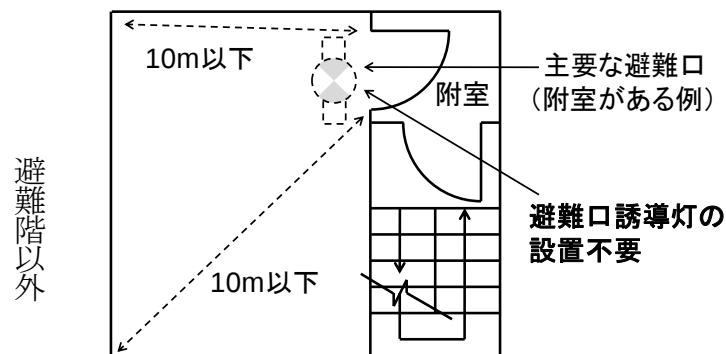
2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階（無窓階を除く）にあつては20m以下、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く）にあつては10m以下であるもの。（第18-3図参照）



主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。



主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第18-3図

イ 小規模な路面店等◆②

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)から(カ)の全てに該当するもの。（第18-4図参照）

ただし、高輝度蓄光式誘導標識の設置詳細にあつては、「蓄光式誘導標識に係る運用について(平成22年10月22日消指第507号(平成25年12月27日消防予第2699号 最終改正))」を参照すること。

- (ア) 直接地上に通ずる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。以下（イ）、（ウ）において同じ。）を有しているもの。
- (イ) 室内の各部分から避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるもの。
- (ウ) 高輝度蓄光式誘導標識が避難口の上部又はその直近の箇所（避難口に至る歩行距離

が10m以上となる場合は通路にも1以上)に設けられているもの。★

- (エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度としては、一般的には、停電等により通常の照明が消灯してから20分経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね100mcd/m²以上(省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね10m以上となる場合にあっては20分間経過した後の表示面がおおむね300mcd/m²以上)の平均輝度を目安とした照度を有しているもの。★

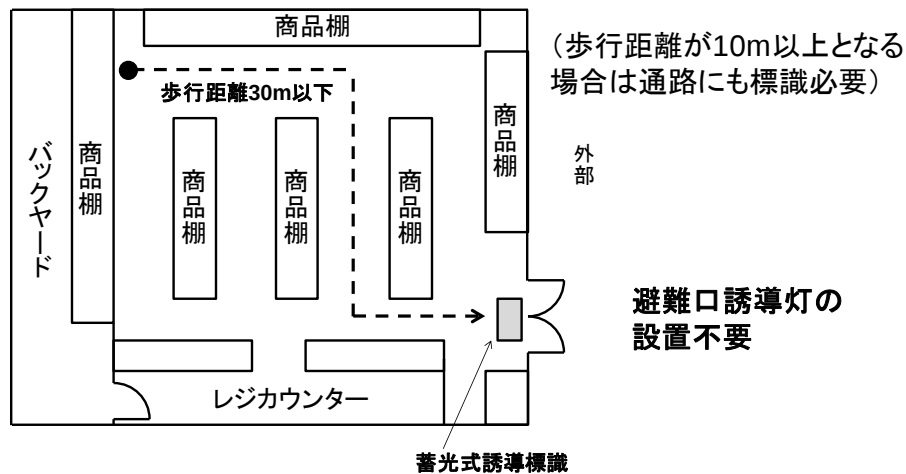
- (オ) 高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、(省令第28条の3第2項第2号の誘導灯の例と同様に)次式により求めた値を目安として、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保しているもの。

$$D \leq 150 \times h$$

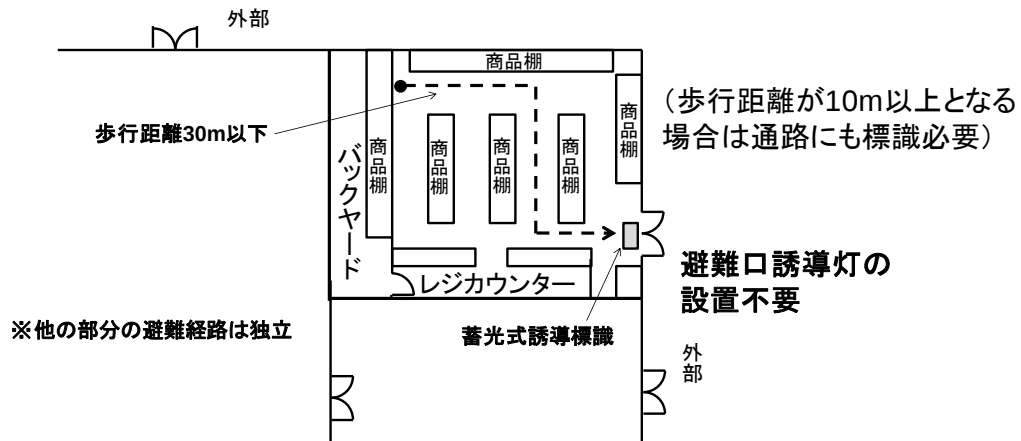
D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離[メートル]

h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法[メートル]

- (カ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けていないこと。



単独建屋の場合

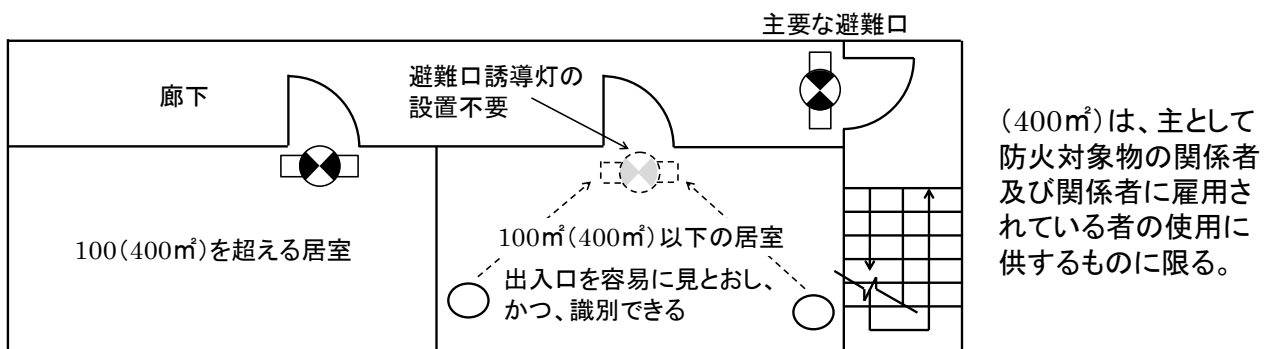


防火対象物の一部に当該居室が存する場合

第18-4図

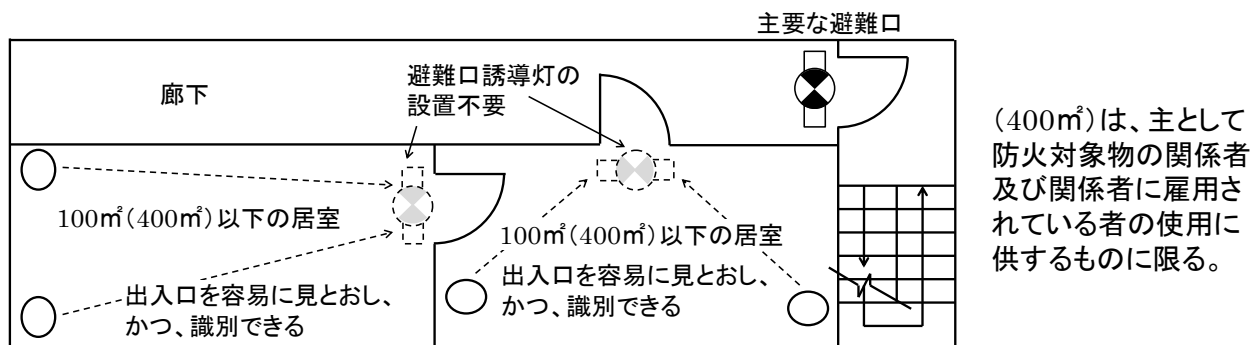
ウ 主要な避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口のうち、次の（ア）及び（イ）に適合する居室の出入口（第18-5図参照）◆①

- （ア） 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
- （イ） 当該居室の床面積は 100 m^2 （主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、 400 m^2 ）以下であること。



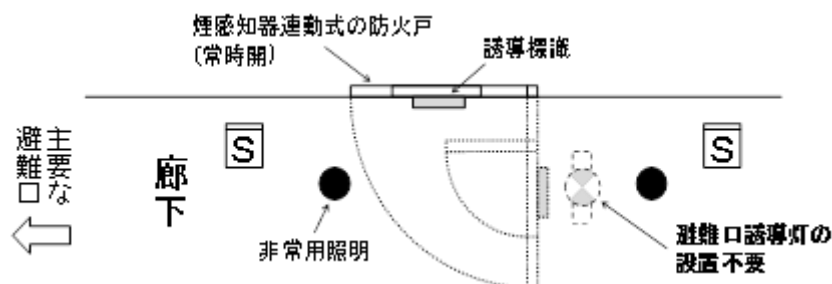
第18-5図

エ 居室が連続し、他の居室を通らなければ廊下等に出られない場合の居室の出入口のうち、ウ（ア）及び（イ）に適合する居室の出入口（第18-6図参照）★



第18-6図

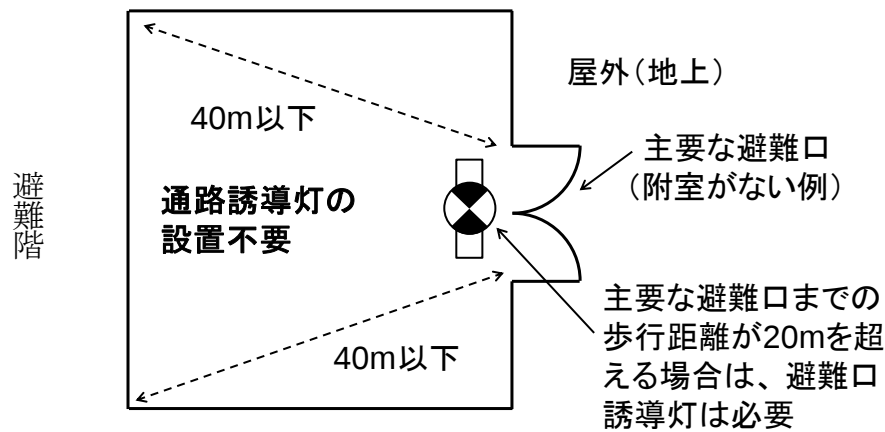
オ 主要な避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所のうち、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度（床面において1lx以上）が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合。（第18-7図参照） ◆①



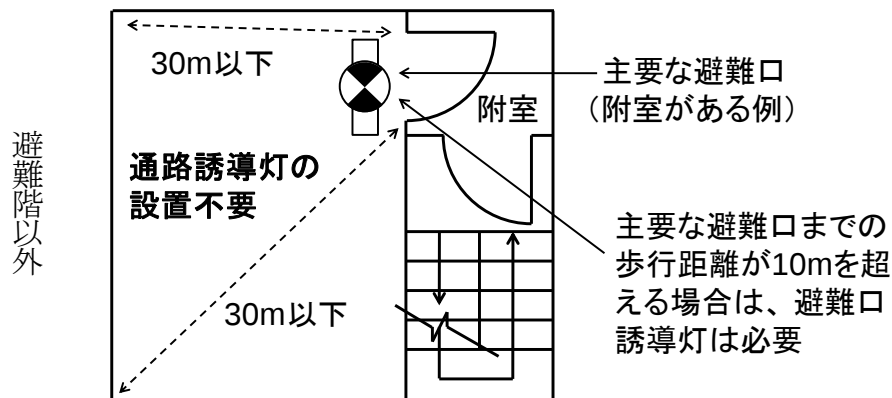
第18-7図

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 政令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階（無窓階を除く）にあつては 40m 以下、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く）にあつては 30m 以下であるもの。（第 18－8 図参照）



主要な避難口又は避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる。



主要な避難口又は避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第18-8図

イ 政令別表第1(1)項から(16)の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置(5.(4)に掲げるもの(蓄光式誘導標識及び光を発する帯状の標示が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。))に設ける場合は、60分間作動できる容量以上のものに限る。)が設けられているもの。

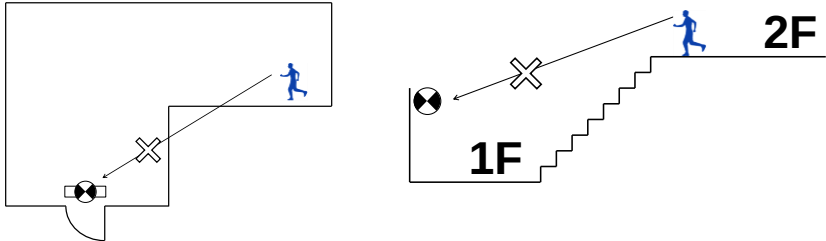
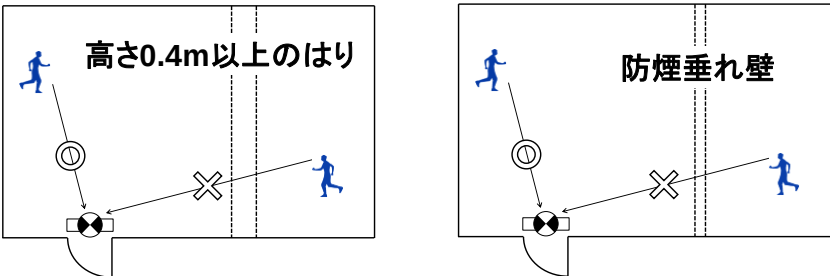
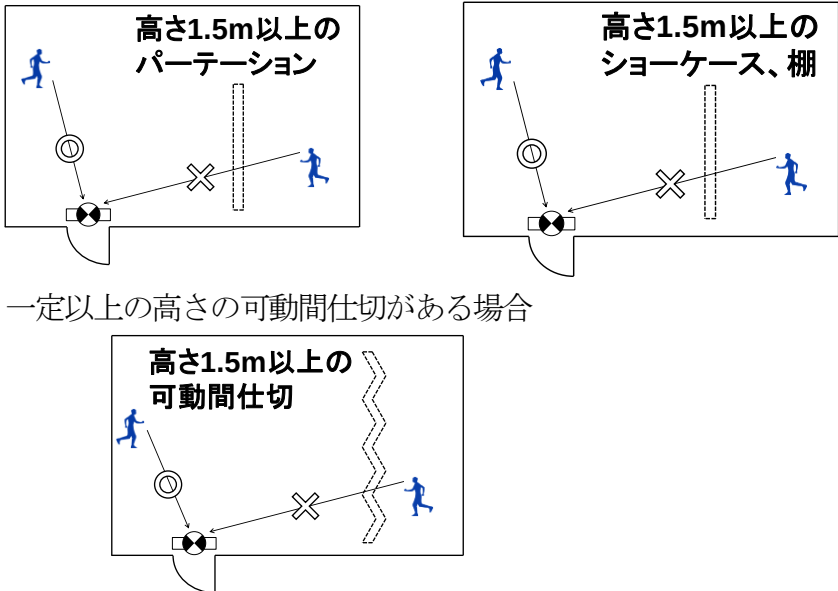
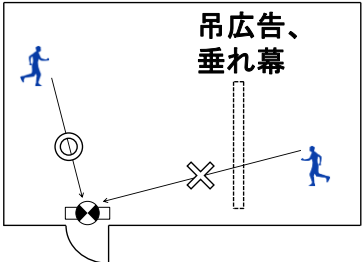
3 設置要領等

誘導灯及び誘導標識の設置要領等は、政令第26条第2項及び省令第28条の3並びに「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年3月17日消防庁告示第2号)」及び「蓄光式誘導標識等に係る運用について(平成22年10月22日消指第507号(平成25年12月27日消予第2699号最終改正))」の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯の有効範囲 ◆①

誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯を容易に見とおしできない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲であるが、その具体的な例図は、第18-2表のとおりであること。

第18-2表

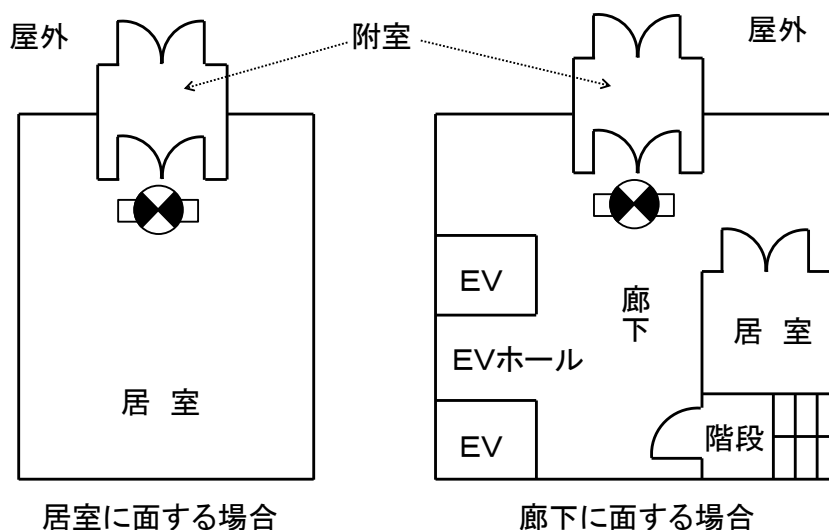
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備考
- 壁面があり、陰になる部分がある場合 - 階段により階数が変わる場合 	
0.4m 以上のはりがある場合 - 防煙垂れ壁がある場合 	吊り具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおしできるものとするが、そうでない場合は見とおしできないものとする。
- 一定以上の高さのパーティションがある場合 - 一定以上の高さのショーケース、棚がある場合 - 一定以上の高さの可動間仕切がある場合 	- 一定以上の高さとは、通常 1.5m 程度とする。 - なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおしできるものとするが、そうでない場合は見とおしできないものとする。
吊り広告、垂れ幕がある場合 	- 吊り広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおしできるものとするが、そうでない場合は見とおしできないものとする。 - 吊り広告等を設置することが予想される場合には、あらかじめ留意すること。

(2) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設置すること。

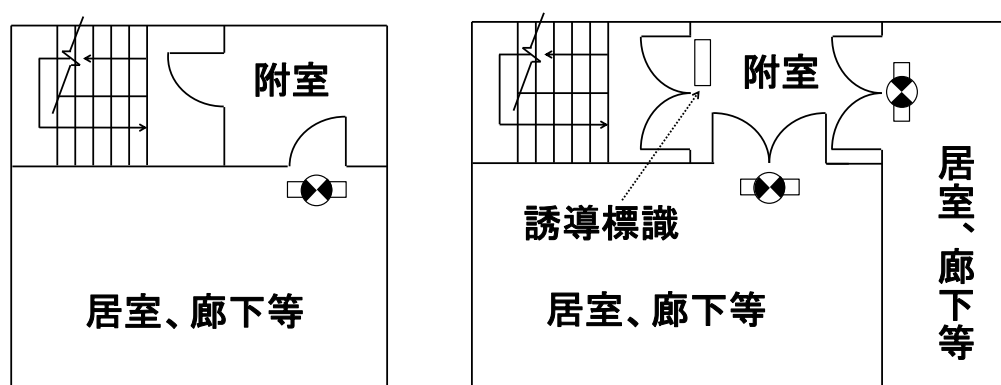
- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第18－9図参照）



第18－9図

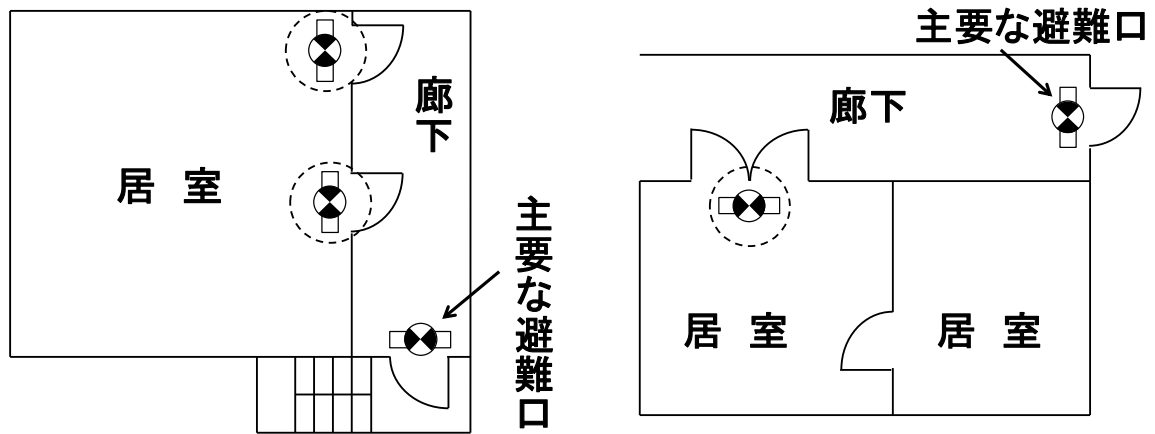
- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第18－10図参照）

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。



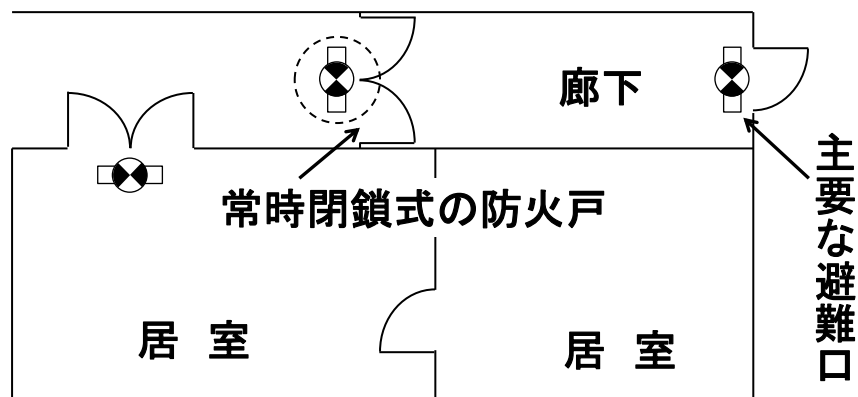
第18－10図

- c 主要な避難口に通ずる廊下等への出入口（第18-11図参照）



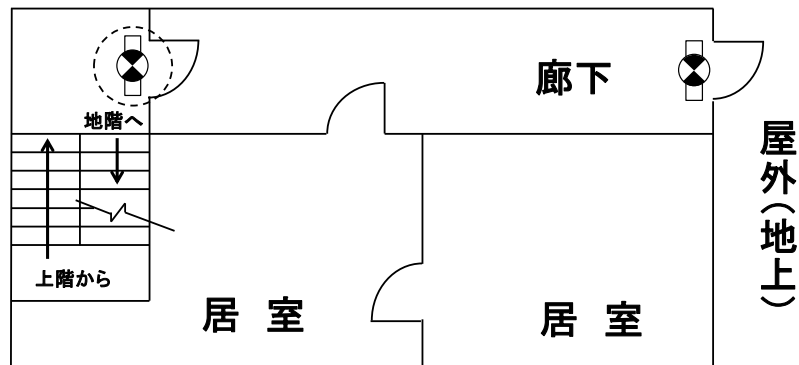
第18-11図

- d 主要な避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある出入口（第18-12図参照）

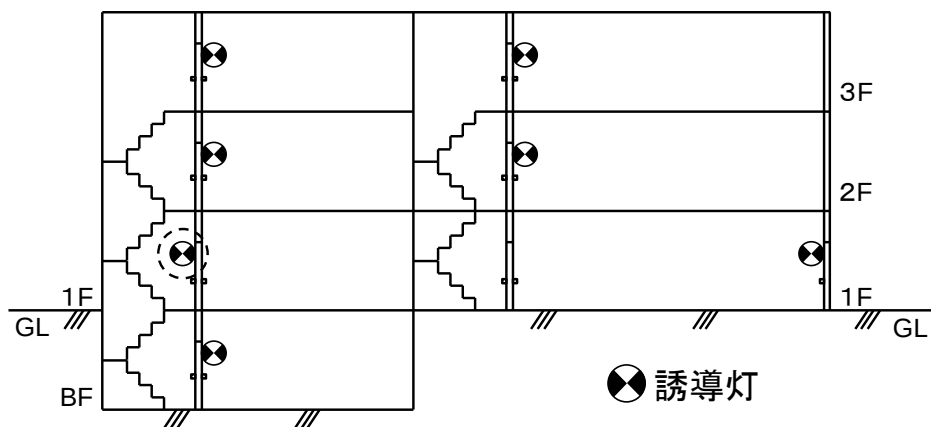


第18-12図

- e 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路以外の経路がある場合に限る。）（第18-13 A図、B図参照）★



第18-13 A図



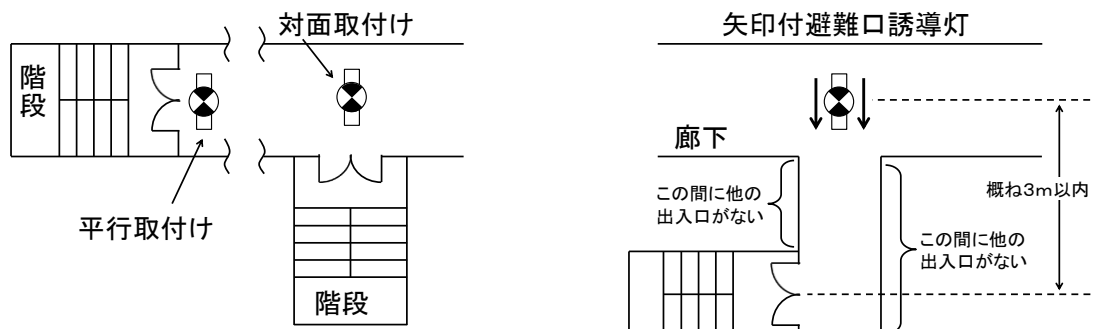
第18-13 B図

- f 不活性ガス消火設備等の防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては、誘導標識によることができる。★

イ 設置要領

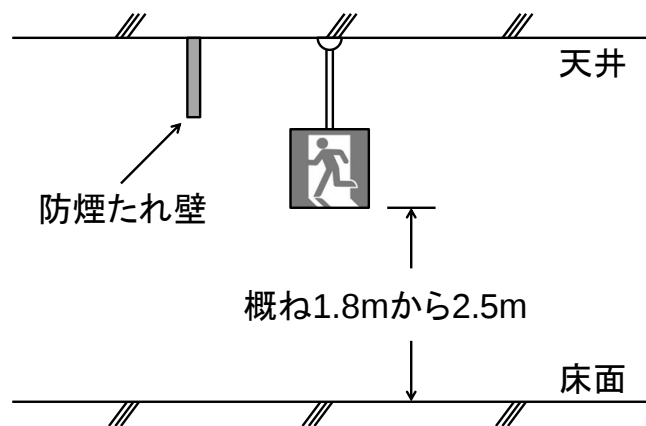
- (ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

- a 表示面は梁等を避け、多数の者の目に触れやすい位置に設置すること。
b 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのものを設置すること。（第18-14図参照）



第18-14図

- (イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯までの高さが 1.8m 以上 2.5m 以下の部分に設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これらによらないことができる。(第18-15図参照) ★
- b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること。(第18-15図参照)

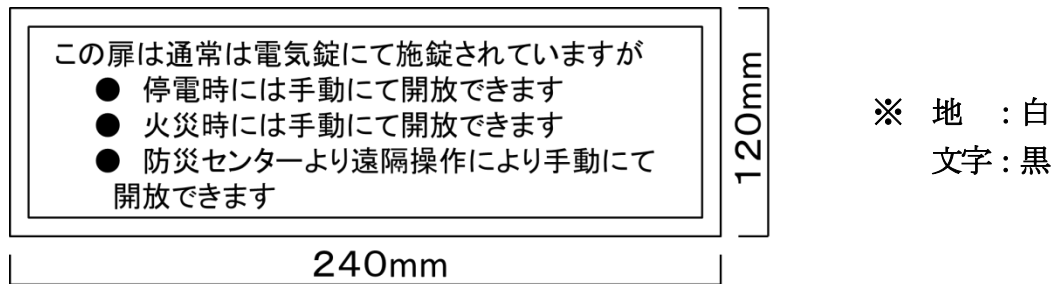


第18-15図

- (ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (エ) 避難口誘導灯を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するものに限る。）とすること。
- ただし、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者が使用する場所にあっては、政令第32条を適用してB級（表示面の明るさが20未満のもの）又はC級とすることができる。★
- a 政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物
- b 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの。
- (オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。
- (カ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (キ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。★
- (ク) 避難口誘導灯を設置する避難口が電気錠等により通常時において施錠されている場合、当該避難口及び施錠装置は避難上支障とならないよう、次の a から c のいずれか

によること。★

- a サムターン等により停電時に手動開放できること。
 - b 火災発生時には自動火災報知設備の作動と連動して自動的に解錠すること。
 - c 防災施設、設備の制御及び作動状況を集中的に監視する中央管理室（防災センター）その他これらに類するものから遠隔操作により解錠できること。
- (ケ) 電気錠等で施錠された避難口又はその付近の見やすい場所には前（ク） a から c のいずれかの解錠方法を表示すること。（第18－16図参照）★



第18－16図 解錠方法の表示の例

(3) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）を設置する場合は、前（2）の例によるほか次によること。

ア 設置箇所は次の（ア）から（ウ）によること。

- （ア） 主要な避難口に設置すること。
- （イ） 自動火災報知設備を設置する建築物にのみ設置すること。
- （ウ） その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分に設置すること。

イ 設置要領

- （ア） 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- （イ） 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- （ウ） 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、火災警報又は火災放送に合わせて、点滅機能及び音声誘導機能が起動するものとする。
- （エ） 放送設備が起動中であっても誘導灯の点滅及び誘導音は停止させないこと。

(オ) 点滅機能及び音声誘導機能により誘導される避難口から避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあっては、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。

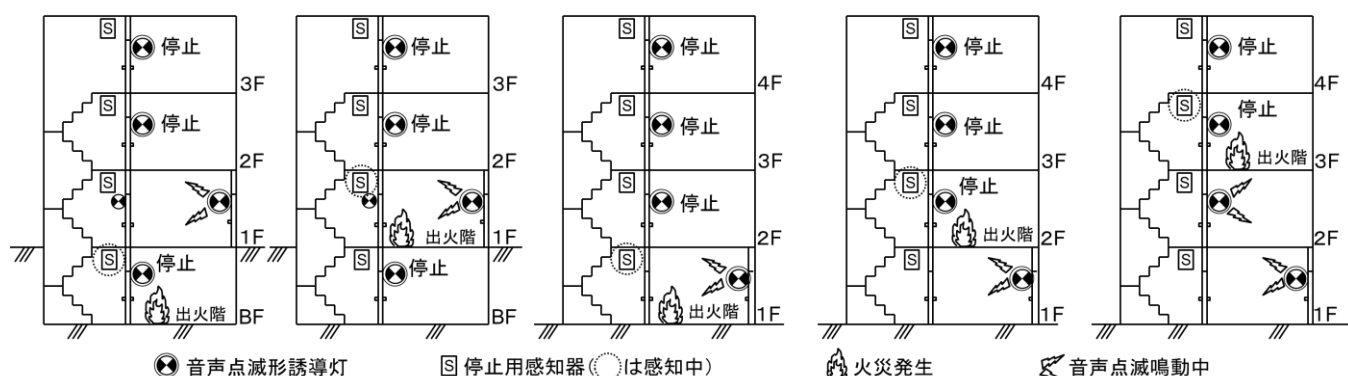
a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口

b 開放階段（「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6号第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年消防庁告示第7号）に規定する開口部を有する階段。以下同じ。）の階段室及びその附室の出入口

c 最終避難口及びその附室の出入口

(カ) 前(オ)の場合において、当該階段室には、点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を省令第23条第4項第7号（へを除く）の規定に準じて各階に設け、出火階が避難階又は地階の場合にあっては避難階を除く全ての階、出火階が避難階を除く地上階の場合にあっては出火階以上の点滅等を停止させるものであること。（第18-17図参照）★

ただし、自動火災報知設備の感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適正に警戒区域が設定されている場合にあっては、当該煙感知器と連動して停止させることで足りるものとする。



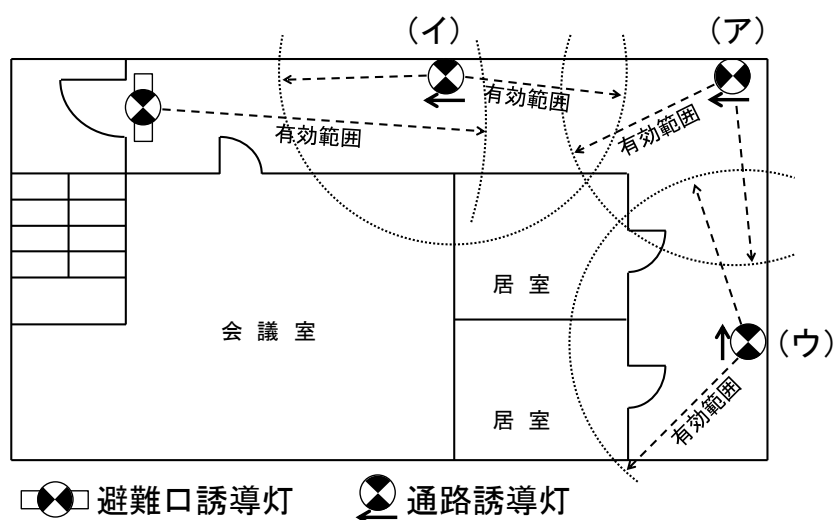
第18-17図

(4) 通路誘導灯(階段、傾斜路に設けるものを除く)

ア 設置箇所

通路誘導灯は、廊下又は通路のうち次の(ア)から(ウ)までに掲げる箇所に設けること。(第18-18図参照)

- (ア) 曲り角
- (イ) 主要な避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所(廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の場合を除く。)
- (ウ) (ア)及び(イ)のほか、廊下又は通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。)を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所



第18-18図

イ 設置要領

- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの(表示面の明るさが2.5以上のものに限る。)とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。

また、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者が使用する場所にあつては、政令第32条を適用してB級(表示面の明るさが2.5未満のもの)又はC級とすることができる。★

- a 政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物
- b 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの

- (ウ) 省令第28条の3第4項第5号に規定する「荷重により破壊されない強度を有する

もの」とは、通常の歩行、防火対象物又はその部分内で使用される運搬車等により破壊されないものであること。

- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5mm 以下とすること。★
- (キ) 廊下の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を 2 以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。★
- (ク) 政令別表第 1(2)項ニの防火対象物及び(16)項、(16 の 2)項、(16 の 3)項の防火対象物の(2)項ニの用途に供する部分にあつては、床面又は床面から誘導灯下面までの高さが 1m 以下となる避難上有効な箇所に設けること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識を床又は床面からの高さが 1m 以下となる避難上有効な箇所に設けた場合は、設置高さを 1m 以下としないことができる。★
その他の防火対象物の廊下等には、可能な限り、床面から通路誘導灯下面までの高さが 1m 以下となるように設置すること。ただし、設置が不可能な交差点等の部分には、状況に応じて概ね 2.5m 以下となるように設置すること。★
- (ケ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること。★
- (コ) 倉庫又は工場等の階高が高い場所に設置する場合は、床面から通路誘導灯下面までの高さが概ね 3m 以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合にあつては、通路を柱沿いに設定し、収容物の高さを考慮しながら柱のできる限り低い位置に設置すること。★
- (サ) 表示面は多数の者の目に触れやすい位置に設置すること。★
- (シ) 地震等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。★
- (ス) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。★
- (セ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。★

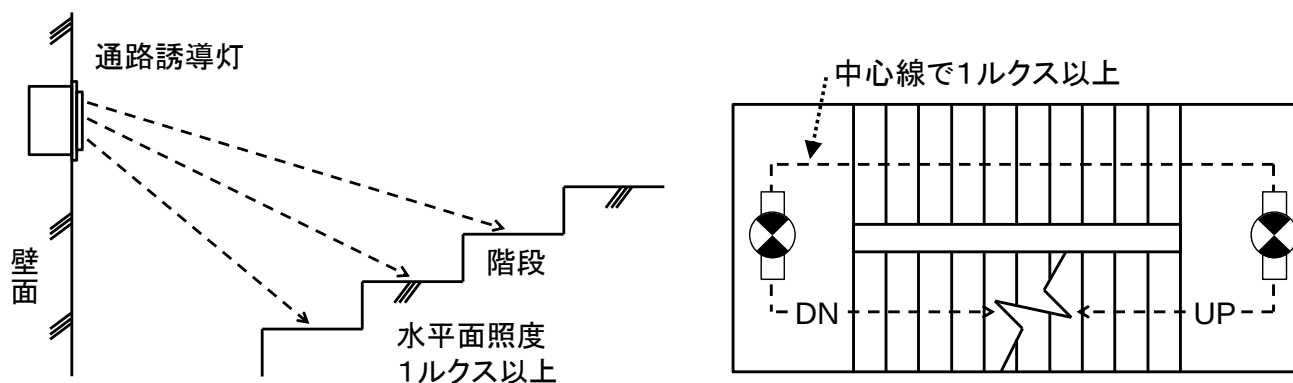
(5) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。(非常用の照明装置を設置した部分を除く。)

イ 設置要領

- (ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が 1lx 以上となるように設けること。(第 18 - 19 図参照)



第18-19図

(イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。

(6) 客席誘導灯

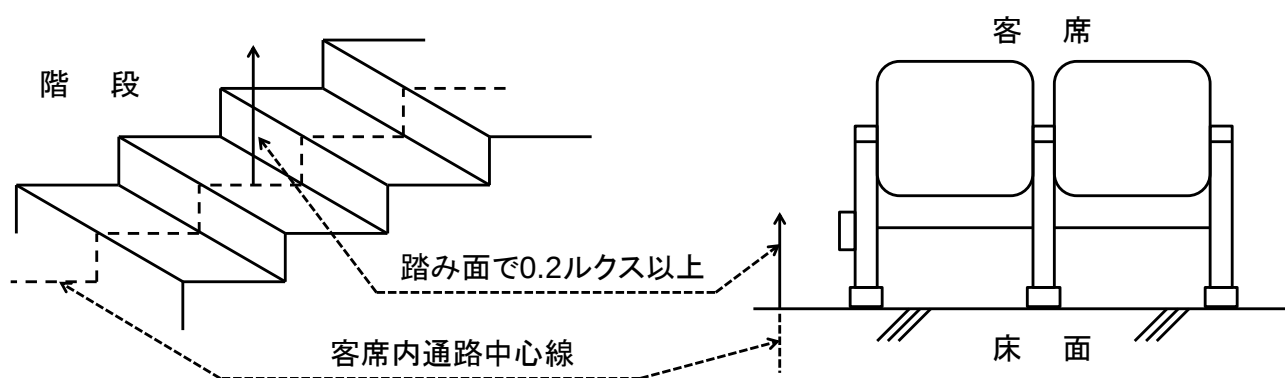
ア 設置箇所

客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

イ 設置要領

(ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で 0.2lx 以上であること。

(イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること。★ (第18-20図参照)



第18-20図

(ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。★

- (エ) 原則として、床面から 0.5m 以下の高さに設置すること。★
 - (オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。★
 - (カ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。★
- (7) 誘導標識
- ア 設置箇所
 - (ア) 避難口に設ける誘導標識は、避難口である扉又はその上部に設置すること。★
 - (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設置すること。
 - イ 設置要領
 - (ア) 誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識とし、多数の者の目に触れやすい箇所に、避難上有効なものとなるように設けること。
 - (イ) 避難口に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲り角に設けること。
 - (ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
 - (エ) 誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用いること。★
 - (オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。★

4 誘導灯の点灯・消灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できることとする。

- (1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

ここでいう無人とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいう。この場合において、警備員、宿直者等によって管理を行っている場合も無人とみなす。

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

採光のための十分な開口部が存する場所であり、外光により避難口等を識別できる間に限る。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

通常利用される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第 18－3 表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる場合であること。

第18-3表

用途	消灯できる時間
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く）など常時暗さが必要とされる場所	営業時間中に限る（清掃、点検等のため人が存する場合を除く）
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用される時間内に限る
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用される時間内に限る

エ 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物で、主として関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

※「主として関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知しているものであり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれない。

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。

(3) 消灯方法

ア 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごと一括して消灯する方式とすること。

ウ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次の（ア）から（ウ）について、掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

（ア） 誘導灯が消灯されること

（イ） 火災の際には誘導灯が点灯すること

（ウ） 避難口の位置等、避難の方法

エ その他、消灯対象ごとの消灯方法の具体例は、第18-4表のとおりとすること。

(4) 点灯方法

ア 「自動火災報知設備の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

イ 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が（1）の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、第18-4表のとおりとすること。

第18-4表

消灯対象	点灯方法		消灯方法	
	自動			手動
	自動火災報知設備がある場合	自動火災報知設備がない場合		
当該防火対象物が無人である場合	自動火災報知設備の火災信号及び手動信号	・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 ・施錠連動装置 ・赤外線センサー 等	警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。	信号装置を用い、手動で一括消灯
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合		・照明器具連動装置 ・光電式自動点滅器等		信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合		・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 等		その都度手動で行い、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象場所を見とおせる場所又はその付近に設けること。※
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合		・照明器具連動装置 ・施錠連動装置 等		信号装置を用い、手動で消灯

※消灯対象場所に使用される一般の照明器具と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。

(5) 配線等

- ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- イ 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。
- ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

5 電源及び配線

- (1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- (2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである旨を表示すること。
- (3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第3 非常電源の例によること。
- (4) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量は誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。

ただし、次に掲げる防火対象物で、主要な避難口、避難階の主要な避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設ける誘導灯にあつては、60分間（20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること。（第18－22図参照）

なお、当該誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合の予備電源についても同様とする。

また、配線や自家発電設備等の基準については、省令第12条第1項第4号イ（イ）から（ニ）まで及び（ヘ）、ロ（ロ）から（ニ）まで、ハ（イ）から（ニ）まで、ニ（イ）及び（ロ）並びにホの規定の例により設けること。

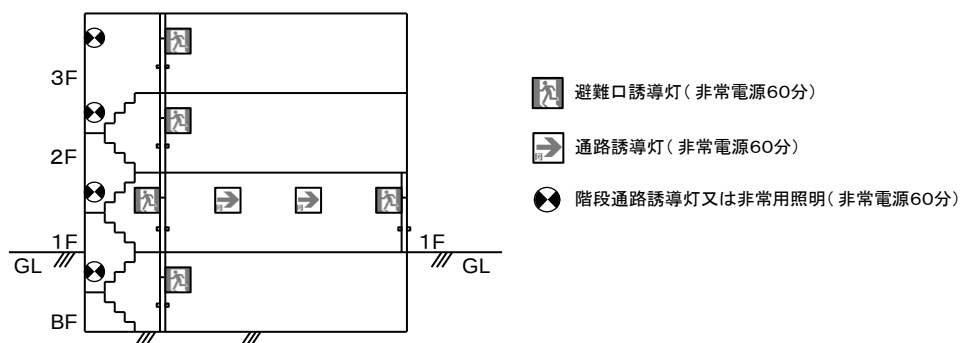
ア 次の（ア）から（ウ）に該当する防火対象物の省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（高輝度蓄光式誘導標識及び光を発する帯状の標示を床面から1m以下に有効に設置した場合は、その部分の通路誘導灯を除く。イにおいて同じ。）

（ア） 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で延べ面積50,000㎡以上

（イ） 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で地階を除く階数が15以上あり、かつ、延べ面積30,000㎡以上

（ウ） 政令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上

イ 政令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で複数の路線が乗り入れているもの又は3層以上の構造を有するものの地階にある乗降場、当該乗降場に通ずる階段、傾斜路、通路、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（乗降客の避難する部分に限る）



第18－22図

- (5) 非常電源を別置形の蓄電池設備又は自家発電設備とする誘導灯の常用（非常用）電源回路には、一般の負荷設備の地絡（漏電）により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (6) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。

6 特例適用基準 ★

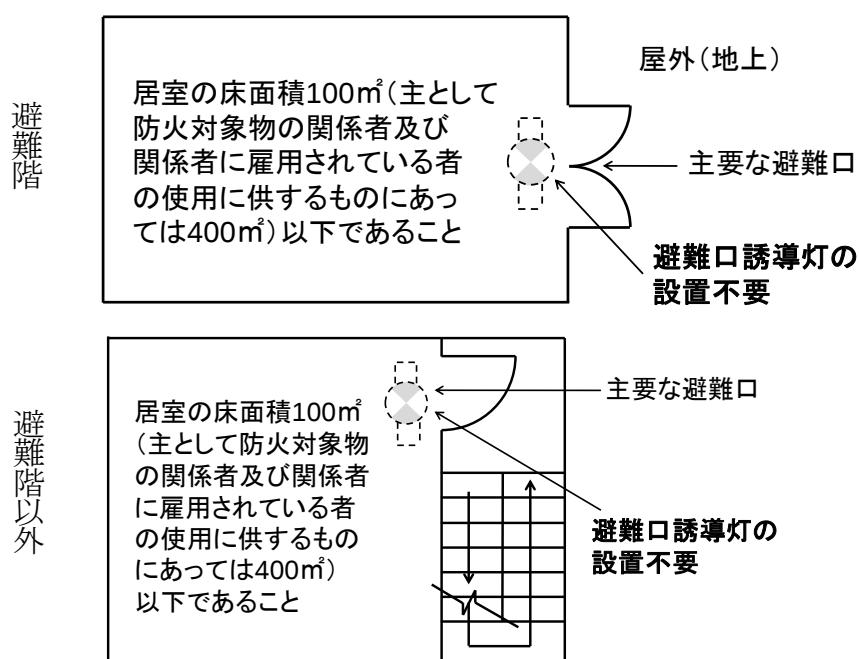
誘導灯又は誘導標識の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあつては、政令第32条又は条例第72条の規定を適用し、誘導灯又は誘導標識を設置しないことができる。

(1) 避難口誘導灯

ア 居室に主要な避難口がある場合で、次に適合するもの。ただし、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち(1)項の用途に供する部分の客席内を除く。（第18-23図参照）

(ア) 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 居室の床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては400㎡）以下であること。



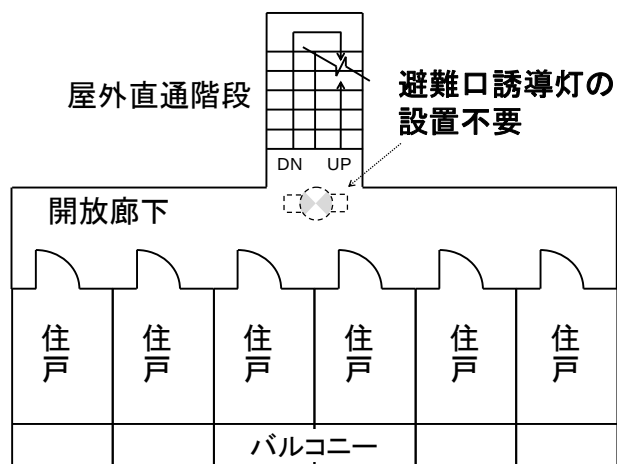
主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる。
 ((1)項に掲げる防火対象物又はその部分の客席内を除く。)

第18-23図

イ 政令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室（団体客が宿泊する大部屋を除く）の廊下等への出入口。

ウ 政令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物またはその部分で、個人の住居の用に供される階にある主要な避難口のうち、次の（ア）又は（イ）に掲げるもの。

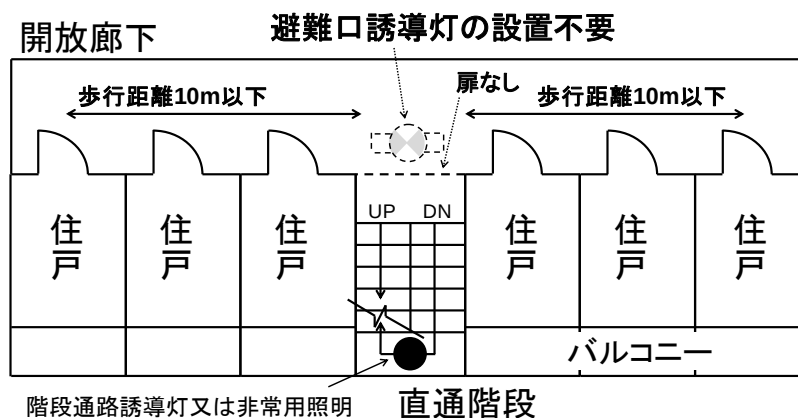
（ア） 開放式の廊下等に接続された屋外直通階段の出入口（第 18－24 図参照）



第 18－24 図

（イ） 開放式の廊下等に接続し、次の a から c に適合する直通階段の出入口（第 18－25 図参照）

- a 階段の出入口には扉を設けていないこと。
- b 階段には、階段通路誘導灯又は非常用の照明装置が設置されていること。
- c 階段は、居室の出入口からの歩行距離が 10m 以下となる位置にあること。



第 18－25 図

エ 学校等に設けるもの。

政令別表第 1(7)項に掲げる防火対象物又はその部分で、次の（ア）及び（イ）に適合するもの。

（ア） 日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度を得られるこ

と。

- (イ) 誘導標識が省令第28条の3第5項に定める技術上の基準に従い設置されていること。

オ 冷凍室及び冷蔵室に設けるもの。◆③

政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、冷凍室及び冷蔵室（以下「冷凍室等」という。）の用途に供される部分で、次の（ア）から（ウ）のいずれかに適合する場合。

- (ア) 冷凍室等の各部分から直近の出入口までの歩行距離が30m以下のもの。

- (イ) 出入口であることを識別することができる表示及び緑色の灯火が当該出入口に設けられており、かつ、冷凍室等の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置された照明装置により、十分な照度を得ることができるもの。

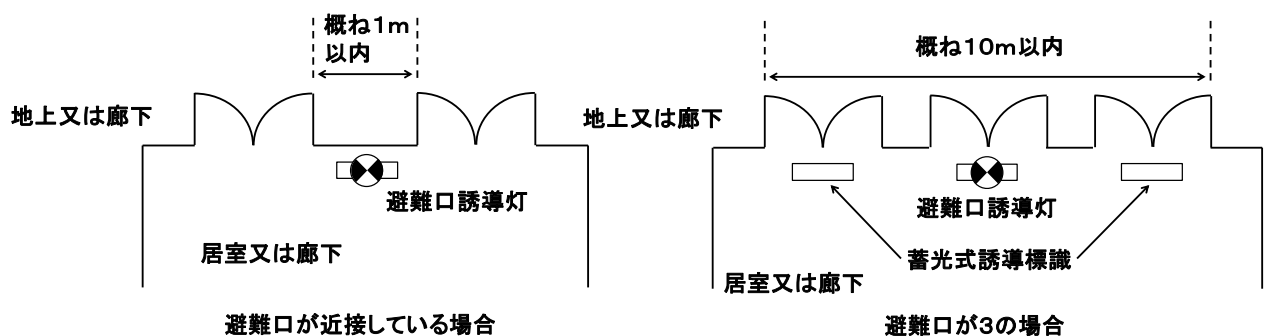
- (ウ) 通路部分の曲り角が1以下で、かつ、当該曲り角から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できるもの。

カ 出入口がシャッターのみである倉庫等。

キ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分。

ク 政令別表第1に掲げる防火対象物（地上1階又は2階建のものに限る。）の避難階で当該防火対象物の窓から容易に避難できるもの。◆④

ケ 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。）（第18-26図参照）



第18-26図

(2) 通路誘導灯

ア 外光等により避難上有効な照度を得られる開放廊下及び階段。

イ 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室（団体客が宿泊する大部屋を除く）。

ウ 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物又はその部分で、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度を得られる廊下及び階段。

エ 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内。

オ 客席誘導灯を設けた居室内。

カ 冷凍室等に設けるもの◆③

政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、冷凍室等の用途に供される部分で、次の（ア）又は（イ）に適合する場合。

（ア） 冷凍室等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有しているもの。

（イ） 冷凍室等に直接面した荷捌場で、廊下等の片面又は両側が開放しているもので、当該通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有しているもの。

キ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分。

ク 政令別表第 1 に掲げる防火対象物（地上 1 階又は 2 階建のものに限る。）の避難階で当該防火対象物の廊下又は通路の窓から容易に避難できる場合。◆④

ケ 政令別表第 1(5)項ロ、(6)項から(8)項まで、(9)項ロ、(11)項、(12)項、(13)項ロ、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物（(16)項に掲げる防火対象物で当該用途に供する部分を含む。）の居室内通路のうち、次に適合するもの。

（ア） 居室内通路の曲り角が 1 以下であること。

（イ） 居室内通路の曲り角から廊下等への出入口又は主要な避難口若しくはこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

（ウ） 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口までの歩行距離が、省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる数値以下であること。

コ 廊下等のうち、次に適合するもの

（ア） 廊下等の出入口のいずれから主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

（イ） 廊下等の出入口のいずれから主要な避難口までの歩行距離が省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる数値以下であること。

サ 居室内通路のうち、次に適合するもの

（ア） 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口若しくはこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

（イ） 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口までの歩行距離が省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる数値以下であること。

シ 階段の出入口から直接屋外に通ずる主要な避難口に至る廊下のうち、次に適合するもの

（ア） 階段室の出入口から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

（イ） 階段室の出入口から主要な避難口までの歩行距離が省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる数値以下であること。

(3) 客席誘導灯

ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

ウ 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

※自動火災報知設備の火災信号により点灯するものにあつては、前4に準じて消灯することができる。

(4) 誘導標識

前(1)から(3)に規定する部分。

- ◆①「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長）
- ◆②「蓄光式誘導標識等に係る運用について（通知）」（平成 22 年 4 月 9 日消防予第 177 号消防庁予防課長）
- ◆③「冷凍室または冷蔵室の用途に供する消防用設備等の設置について」（昭和 45 年 9 月 9 日消防予第 172 号予防課長から東京都あて回答）
- ◆④「消防法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う消防用設備等の設置に関する消防法令の運用基準の細則について」（昭和 44 年 10 月 31 日消防予第 249 号消防庁予防課長）